平成２９年（フ）第４２３０号
東京都板橋区舟渡１丁目７－21－201
破産者　松澤　　伸
1　決定年月日　平成29年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４２８８号
東京都八王子市大楽寺町473－４－202
破産者　松本　聖貴
1　決定年月日　平成29年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４２９２号
東京都江戸川区南葛西２丁目24－６－207
破産者　種綿　光男
1　決定年月日　平成29年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４２９３号
東京都大田区東雪谷２丁目15－１－203
破産者　加藤　理美
1　決定年月日　平成29年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４３３８号
東京都練馬区平和台２－33－８－206、住民票上の住所東京都練馬区中村南１丁目31－17－107
破産者　宮本　　歩
1　決定年月日　平成29年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４３３９号
東京都板橋区成増１丁目23－14－211
破産者　伊藤　一美
1　決定年月日　平成29年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４３４０号
東京都板橋区成増１丁目23－14－211
破産者　伊藤　みき
1　決定年月日　平成29年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４３４５号
東京都台東区下谷３丁目８－７　第２ＥＸＣＥＬ　ＭＩＮＹＵ302
破産者　及川　　艶
1　決定年月日　平成29年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４３５８号
東京都北区赤羽西６丁目28－４－202、開始決定時の住所東京都北区赤羽西４丁目29－14
破産者　浅井　　慎
1　決定年月日　平成29年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４３６１号
東京都大田区矢口２丁目29－17－102
破産者　橋本　朝雄
1　決定年月日　平成29年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４３８４号
東京都世田谷区上祖師谷２丁目１－20－205
破産者　長谷川　中
1　決定年月日　平成29年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４４０３号
東京都杉並区高円寺南５丁目31－19　アクシスコート　高円寺　ｒｏｏｍ２
破産者　早川　咲奈
1　決定年月日　平成29年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４４０９号
東京都大田区南雪谷４丁目23－２－202
破産者　日野　昭子
1　決定年月日　平成29年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４４３４号
東京都文京区千石１丁目29－７
破産者　太賀　博泰
1　決定年月日　平成29年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４４３７号
東京都墨田区立花５丁目38－９－201
破産者　元山　秀人
1　決定年月日　平成29年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４４４６号
東京都世田谷区世田谷３丁目23－19－201
破産者　並木　健雄
1　決定年月日　平成29年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４４７０号
東京都練馬区東大泉４丁目４－12－319
破産者　岡田慎太郎
1　決定年月日　平成29年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４４７２号
東京都品川区東品川３丁目３－３－207
破産者　忠鉢　枝里
1　決定年月日　平成29年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４４９０号
東京都町田市東玉川学園２丁目９－16
破産者　加賀　　円（旧姓長谷川）
1　決定年月日　平成29年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４４０号
鹿児島県鹿児島市紫原２丁目26番20号
破産者　株式会社三木屋
1　決定年月日　平成29年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係